



計画の概要

■ 計画の目的

本市では、平成 23 年（2011 年）に、本市農業のビジョンを明確にし、農業振興策を総合的かつ計画的に推進するため、「川口市農業基本計画」を策定し、その後、平成 30 年（2018 年）に「川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)」(以下、「前計画」という。)としてこれを改訂し、これまで様々な農業振興策の推進を図ってきました。

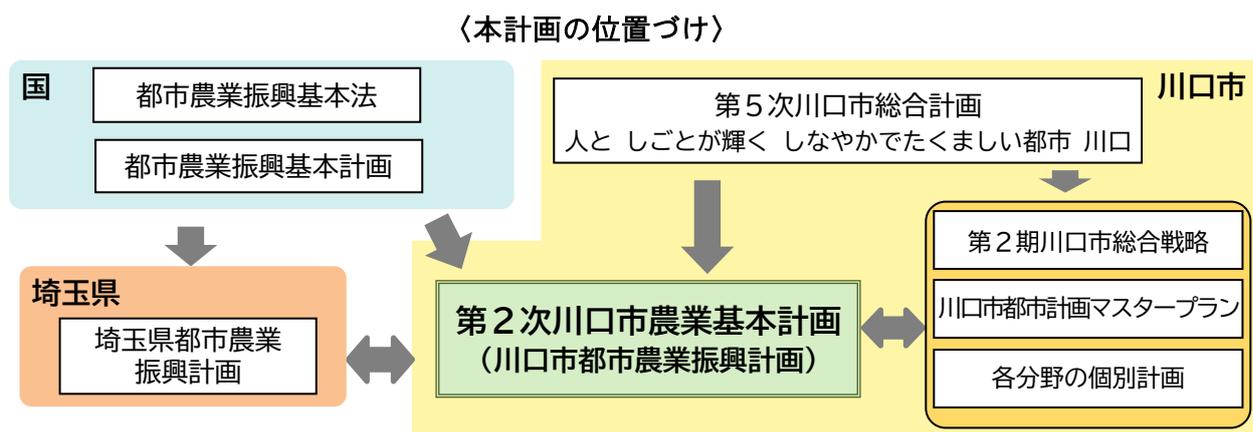
さらに近年、「都市農業振興基本法」、「都市農業振興基本計画」、「生産緑地法」、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」など、都市農地の保全・活用に向けた法整備が進められてきました。

本計画は、前計画期間の満了を受け、農地や農業に関する期待・役割の変化などに対応できる、新たな本市農業の指針となる将来像や取組を示すことを目的として策定しています。

■ 計画の位置づけ

本計画は、国の法律や計画、県の計画や方針などをふまえつつ、本市の最上位計画である「第 5 次川口市総合計画」(平成 28 年度～令和 7 年度 (2016 年度～2025 年度))をはじめ、他の関連計画とも整合した本市農業の総合的な振興を目指す計画です。

都市農業振興基本法では、都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義していますが、本市は三大都市圏特定市に該当し、市内全域が都市化の影響を顕著に受けていることから、市内で行われる農業全てを都市農業と捉え、本計画を都市農業振興基本法第 10 条に定められた「地方計画」として位置づけます。



■ 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 10 年間とします。計画期間中には、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

川口市の農業の課題

課題1 経営面での安定・強化

大消費地に隣接する本市では、流通のメリットを活かし、伝統的な植木を中心とする花きに加えて、野菜・果樹など多様な農産物を生産しています。

こうした強みを活かしつつ、農業者の生計を支える経営面での安定・強化に向けた取組を進めていくことが課題です。

特産品などの開発とともに、販路の拡大や新たな市場の開拓などが求められています。

課題2 農地や担い手の減少への対応

相続を契機として、農地の減少とともに農業の担い手が減少する傾向は、本市農業も例外ではありません。

都市農地保全のための制度を活用するなど、「農」を支える取組により農地の減少や遊休化に歯止めをかけ、担い手を確保することが課題です。

意欲ある農業者への貸借など、農地の保全・有効活用を図るとともに、新規就農者に加えて農業体験などを入口とした多様な担い手の確保に向けた取組が求められています。

課題3 「農」の魅力を伝え広める

自然との触れ合いや育てる喜びなど体験型の「農」への関心が、コロナ禍等を契機に高まっています。

こうした市民の関心やニーズを的確に捉え、「農」のある豊かな暮らしやライフスタイルを広く提供していくことが課題です。

子育て世代に人気の本市にあって、子どもへの関わりや日々の食事・暮らし方、休日の過ごし方など、「農」の側から積極的に提案していくことが求められています。

課題4 連携・協力の輪の拡大

地域で集まり、生産技術の向上やまちづくりに積極的に取り組んでいる農業者の方々がいま

す。

こうした取組をさらに広げ、農業者同士はもとより、異業種や異分野の人たちとの連携・協力関係を形成しながら、農業を持続し発展させることが課題です。

農業者が抱える課題等を個々別々に乗り越えるのではなく、地域やまちづくりの共通の課題として捉えるなかで、連携・協力し支え合う輪を広げていくことが求められています。

将来像・施策の体系

■ 目標とする将来像

農が誇れるまち 川口

～農による魅力ある豊かな暮らしの実現～

本市では、江戸時代から始まったと伝えられる植木や生け花の花材として使われる枝物・切花などの花き、そして、様々な種類の野菜・果樹が市の北東部を中心に生産されています。

本市で行う農業は、消費地に近いという大きなメリットがあります。一方で、農地にかかる税負担の大きさや農業者の高齢化、都市化に伴う営農環境の悪化など、農業を継続していくには大変厳しい現実があります。

このような環境の中で、本市の農業者は代々続く農地・農業を守ろうと日々取り組んでいます。

農地・農業は、農産物を供給するだけでなく、良好な景観の形成、環境の保全、学習や交流の場の提供など、暮らしを豊かにする多様な機能を担っており、本市にとっても貴重な財産です。その財産を守っていくためには、市民、事業者や関係機関が本市の農を理解し、農業者とともに支えていく必要があります。

この貴重な財産を次世代に残していくため、「農が誇れるまち 川口」を引き続き将来像に掲げ、農業者、市民、事業者、関係機関の相互理解のもと、本市の農が地域・市民の誇りとなるよう取り組んでいきます。

また、副題として掲げた「農による魅力ある豊かな暮らしの実現」に込めた3つのキーワード「魅力」「豊か」「暮らし」には、次のような想いが込められています。

魅力

農業者が元気になり、農業が活性化することで、まちづくりに活力をもたらす「魅力」あふれる都市農業の振興を目指します。

豊か

農地と住宅地、農業と環境保全、農業と商業など、多様性を尊重しつつ共生する「豊かさ」育む都市農業の振興を目指します。

暮らし

「農」を通じた交流により、「農ある暮らし」を彩る都市農業の振興を目指します。

■ 4つの基本方針

目標とする将来像を実現するための基本方針を以下に示します。

4つの基本方針は、課題に対応し、農業振興により解決する方向を示すものです。

基本方針Ⅰ

伝統ある川口農業の経営安定・向上

本市農業の基幹となる緑化産業は、江戸時代からの伝統と独自の仕立て技術により、現在の地位を築いてきました。この伝統ある農業を将来にわたり持続可能なものとするため、農業経営力を強化する取組を進めるとともに、販路の拡大などにより農業経営の安定と向上を図ります。



基本方針Ⅱ

次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用

本市の農地は、農産物を供給する機能をはじめ、良好な景観の形成、学習や交流の場の提供など、多様な機能を有しており、貴重な財産です。この財産を次世代につないでいくため、農業者をはじめとして市民全体が農地の重要性を認識し、多様な農地利用・担い手の育成支援を進めることにより、農地の保全と活用を目指します。



基本方針Ⅲ

「農ある暮らし」を楽しむ・守る

川口産農産物の購入や農業体験に対する市民の関心は高く、身近に農に親しむことのできる環境が求められています。また、見て、触れて、育て、食べるなどの体験や教育を通じて、農の豊かさに触れ、「農ある暮らし」を楽しむことで、本市の農地・農業への理解向上にもつながります。より多くの市民が「農ある暮らし」を実感できるよう、市民の生活や健康にも貢献するプログラムや仕組みづくりを目指します。



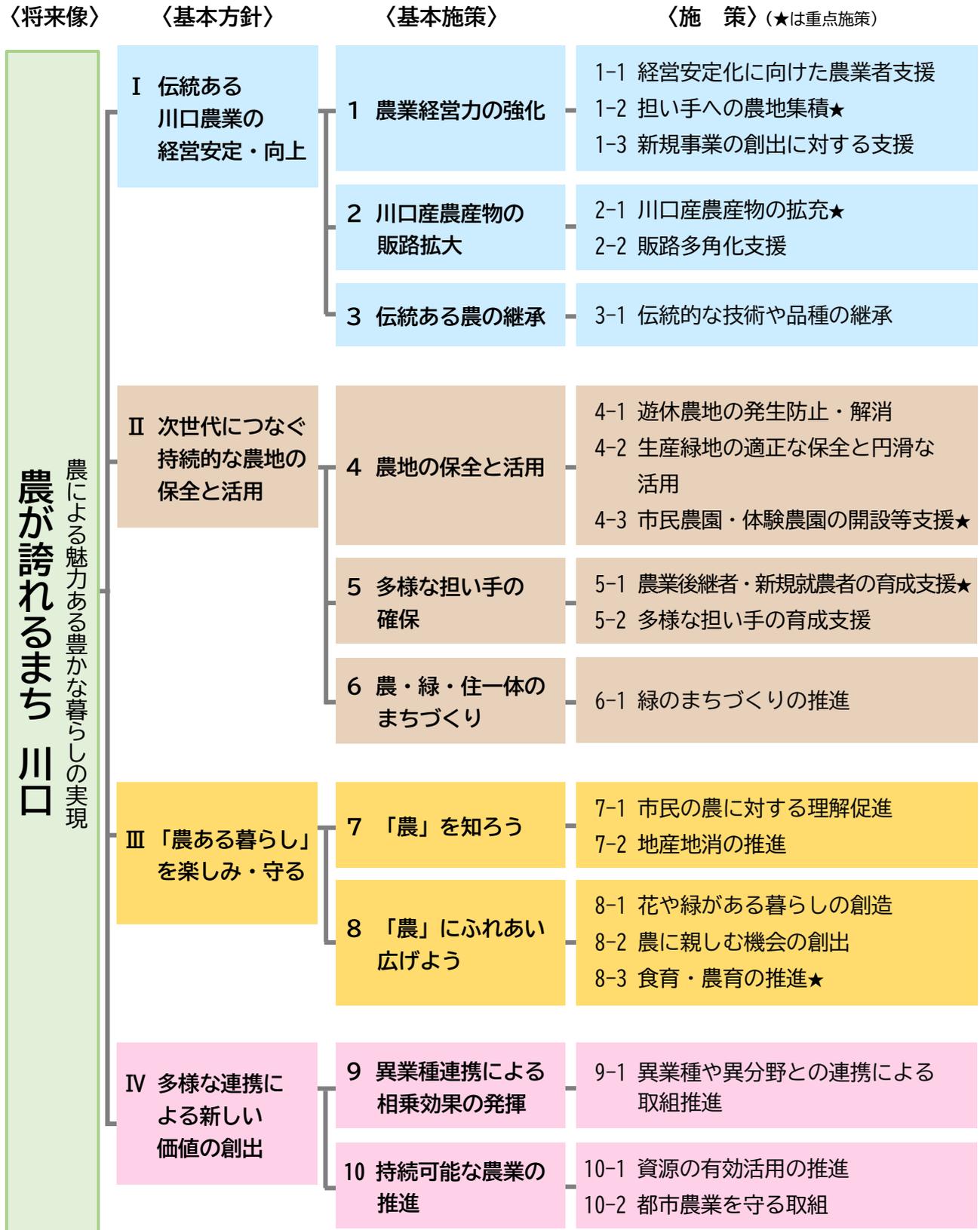
基本方針Ⅳ

多様な連携による新しい価値の創出

農業者が異業種や異分野と連携することは、持続的な農地の保全・活用に加えて、新しい価値創出、地域の課題解決に結びつく可能性があります。農業者、事業者、市民などが支え合い、本市農業の魅力を活かした新しい価値の創出を目指すとともに、資源の有効活用など持続可能な農業への取組を推進します。



■ 施策の体系



施策の展開

基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上

基本施策	施策（★は重点施策）	取組
1 農業経営力の強化	1-1 経営安定化に向けた農業者支援	1-1-1 認定農業者等への支援
		1-1-2 各種補助事業・金融制度の活用・充実
		1-1-3 家族経営協定の普及推進
	1-2 担い手への農地集積★	1-2-1 地域計画の策定【新規】
		1-2-2 農地バンク制度の周知・活用
	1-3 新規事業の創出に対する支援	1-3-1 特産農産物の創出支援【新規】
1-3-2 マーケットニーズの把握支援【新規】		
2 川口産農産物の販路拡大	2-1 川口産農産物の拡充★	2-1-1 川口農業ブランド推進協議会への支援
		2-1-2 新品種の導入奨励
	2-2 販路多角化支援	2-2-1 農業振興事業計画認定制度の活用
		2-2-2 輸出入対策の支援
		2-2-3 販路拡大に向けたマッチング支援【新規】
3 伝統ある農の継承	3-1 伝統的な技術や品種の継承	3-1-1 共進会開催支援
		3-1-2 技術研修の開催支援
		3-1-3 伝統的特産農産物の生産支援

基本方針Ⅱ 次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用

基本施策	施策（★は重点施策）	取組
4 農地の保全と活用	4-1 遊休農地の発生防止・解消	4-1-1 農地パトロールの実施
		4-1-2 農地バンク制度の周知・活用（再掲）
		4-1-3 農地利用意向調査の実施
	4-2 生産緑地の適正な保全と円滑な活用	4-2-1 生産緑地の維持・保全・活用促進
	4-3 市民農園・体験農園の開設等支援★	4-3-1 市民農園等の開設・運営支援
5 多様な担い手の確保	5-1 農業後継者・新規就農者の育成支援★	5-1-1 担い手育成塾の開催
		5-1-2 各種補助事業・金融制度の活用（再掲）
		5-1-3 農業者団体が実施する取組への支援
	5-2 多様な担い手の育成支援	5-2-1 農業者以外の農業参入の促進【新規】
6 農・緑・住一体のまちづくり	6-1 緑のまちづくりの推進	6-1-1 農業振興事業計画認定制度の活用（再掲）
		6-1-2 緑化の推進
		6-1-3 農・緑を活かしたまちづくり
		6-1-4 優良田園住宅制度等の活用

基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る

基本施策	施策（★は重点施策）	取組
7 「農」を知ろう	7-1 市民の農に対する理解促進	7-1-1 農業関連イベントの実施・支援
		7-1-2 農に関する情報発信
		7-1-3 市民の理解醸成への取組支援【新規】
	7-2 地産地消の推進	7-2-1 市役所マルシェの開催
		7-2-2 農業振興事業計画認定制度の活用（再掲）
		7-2-3 学校給食への川口産農産物の利用推進
8 「農」にふれあい広げよう	8-1 花や緑がある暮らしの創造	8-1-1 園芸講習会の開催・支援
		8-1-2 花や緑に親しむ拠点の整備
	8-2 農に親しむ機会の創出	8-2-1 市民農園等の開設・運営支援（再掲）
		8-2-2 農業体験事業の実施
	8-3 食育・農育の推進★	8-3-1 農の体験活動の推進
		8-3-2 学校給食への川口産農産物の利用推進（再掲）

基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出

基本施策	施策	取組
9 異業種連携による相乗効果の発揮	9-1 異業種や異分野との連携による取組推進	9-1-1 農・商・工連携の支援【新規】
		9-1-2 福祉分野との連携支援【新規】
10 持続可能な農業の推進	10-1 資源の有効活用の推進	10-1-1 脱炭素に対応した農業資材等の導入促進【新規】
		10-1-2 木質バイオマスの促進
	10-2 都市農業を守る取組	10-2-1 農地・農業関連法制度、税制度の見直しについての働きかけ



第2次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）【概要版】

発行日：令和5年3月

企画・編集：川口市経済部農政課

発行：川口市

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号

TEL (048)258-1110（大代表）

この冊子は再生紙を使用しています。